

判決年月日	平成26年12月24日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成26年（行ケ）第10071号		
○名称を「果菜自動選別装置用果菜載せ体と、果菜自動選別装置と、果菜自動選別方法」とする特許発明（特許4920841号）に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟において、審決の進歩性判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事案。			

（関連条文） 特許法29条2項

（関連する権利番号等）無効2013-800038号，特開平3-256814号公報，特開平11-286328号公報

1 事案の概要

本件は，特許無効審判請求を不成立とする審決の取消訴訟である。争点は，進歩性の有無である。

2 審決の判断

審決は，甲2発明1（特開平3-256814号公報）の搬送対象は，傷付きやすく，傷みやすく，形状，大きさが一つずつ異なる「キューイK」（果菜）であり，甲3発明1（特開平11-286328号公報）の搬送対象は「搬送物P」（薄物や不定形品などの小物類，例えばビン，缶）であるから，技術分野，搬送対象及び解決課題を異にしており，甲2発明1に甲3発明1を適用する動機付けはないとし，かえって，甲3発明1の移送シートは，果菜が転がる可能性があるから，甲2発明1に甲3発明1を適用することには阻害要因があるとした。また，仮に，両者を組み合わせることができたとしても，「仕切り体」及び「受け部」を計測部との関係において復回転（戻り回転）方向に移動させる理由がない点で，相違点F'に係る本件発明1の発明特定事項である構成を導き出すことはできないとした。

3 当裁判所の判断

（1）相違点F'に係る構成について

本件発明の明細書において，「受け部」の構成，位置を搬送ベルト上の特定の箇所や構成に限定する記載はなく，計測部と受け部・仕切り体との位置関係について，限定する記載はない。「請求項1における『搬送ベルトの往回転に伴ってその往回転方向に移動し，復回転に伴ってその復回転方向に戻る』との技術的意義は，往回転によって送り出した搬送ベルトを，送り出した分だけ復回転することによって，元々あった搬送ベルトの位置，すなわち，果菜が載置されて往回転する前の状態に戻すことを指すものと認められる。」「本件発明1の相違点F'に係る構成は，搬送ベルトの回転動作は『往復回転可能』であり，仕切り体は『搬送ベルトの上方であって受け部よりも往回転方向後方に仕切り体が設けられ，仕切り体は前記受け部よりも上方に突出しており，搬送ベルトの往回転に伴ってその往回転方向に移動し，復回転に伴ってその復回転方向に戻る』ものであり，前記のとおり，計測部との関係を特に限定していないことからすれば，甲2発明1において，甲3発明1の搬送ユニットを適用したものは，往復回転可能な搬送ベルトを備えたものとなり，『仕切り体』及び『受け部』が，往回転及び復回転（戻り回転）方向に移動するものであり，結局，相違点F'に係る構成を備えることになる。」「受け部が搬送方向に一直列又は略一直列に並ぶという効果は，搬送ベルト上の特定の一点を『受け部』とすることによって導かれるものではなく，前記のとおり，往回転によって送り出した搬送ベルトを，送り出した分だけ復回転することによって，元々あった搬送ベルトの位置，すなわち，果菜が載置されて往回転する前の状態に戻すことによって得られるものにすぎない。」

（2）甲2発明1に甲3発明1を組み合わせる動機付けについて

「甲2発明1は，キューイ等の果菜を選別する装置における果菜を載置する受け台に関するもの

であり、また、甲３発明１は、薄物や不定形品などの小物類を自動的に仕分ける装置における小物類を載置する搬送ユニットに関するものであるから、甲２発明１と甲３発明１とは、物品を選別・搬送する装置における物品載せ体、すなわち『物品選別装置用物品載せ体』に関する技術として共通している」。また、両者が搬送する物品の大きさや性状に大きな相違はない。「果菜が傷みやすく傷付きやすいとはいえ、甲１にも示されるように、従来から、果菜を選別して搬送方向から側方に送り出す際であっても、容器を傾倒する方式が採用されていたのであるから、破損しやすい小物類との間で、技術分野が異なるというほどに相違するものではない。」「甲２発明１は、前記のとおり、キューイを転動させて受けボックス内に整列させると、受けボックスの下流側内壁面にキューイが当接したり、キューイの相互接触により、キューイの外周面に打ち傷や擦り傷が付いたりすることがあり、キューイの商品価値が損なわれるという問題点を解決するために、コンベアの搬送面上に形成した受け部に果菜物を個々に載置し、果菜物を所定間隔に離間した姿勢に保持して搬送することで、搬送中における果菜物の接触及び衝突を防止することとしたものであるところ、搬送物を選別振り分けする際に、搬送物が壁等の設備に衝突することを防止したり、搬送物同士の相互接触を防止したりするという課題は、ボックス内に整列させる際のみならず、選別・搬送の全過程を通じて内在」しており、「傾動させて搬送物を搬送方向側方に送り出すには、ある程度の落下による衝撃、あるいは、接触時に衝撃が生じ、搬送物に損傷や破損の生じるおそれがあることは」「その構成自体から明らかな周知の課題であり、」「従来の傾動可能なトレイを備えた方式の場合は、搬送物同士の衝合による損傷や破損の生じるおそれがあり、破損しやすい搬送物の搬送には不向きであるという課題」を解決する甲３発明１と甲２発明１とは、課題としての共通性もある。さらに、「甲３発明１は、ターンテーブル方式による従来例について、水平面であることによって円筒物が転動して落下するという問題を指摘しており、搬送物によっては、転がりやすいものもその射程に置いているものである」ことや、「甲２に示されるように、果菜選別装置に関する従来例において、傾倒式の容器が用いられていたものであることに照らすと、果菜と破損しやすい小物類との間で傷付きやすさにおいて、さほどの相違があるとはいえ」ないことなどから、被告指摘の阻害要因は認められない。

「以上のとおり、甲２発明１に甲３発明１を適用し、本件発明１の相違点F'に係る構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことであるから、この点についての審決の進歩性判断には誤りがある。」